

接続約款変更届出書

令和3年2月16日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ぼん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきかいしゃ
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たかはし まこと
高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和3年 2月 24日
------	-------------

接続約款変更届出書

令和3年2月16日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあさ ひでお
湯浅 英雄

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和3年 2月 24日
------	-------------

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新		旧	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～31 (略)	(略)	1～31 (略)	(略)
<u>32</u> <u>MVNOサービス契約</u>	<u>当社と協定又は契約を締結している仮想携帯電話事業者からMVNOサービスの提供を受けるための契約</u>		
<u>33</u> 特定接続サービス	当社及び特定BWA事業者がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社及び特定BWA事業者であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して一体的に提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(MVNOサービスを提供する者に限ります。)との間の相互接続点(直収パケット接続機能に係るものに限ります。)との間の通信に限り提供する電気通信サービス	<u>32</u> 特定接続サービス	当社及び特定BWA事業者がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社及び特定BWA事業者であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して一体的に提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供するもの)に限ります。)との間の相互接続点との間の通信に限り提供する電気通信サービス
<u>34</u> <u>OOXY自動接続サービス</u>	<u>当社がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(MVNOサービスを提供する者に限ります。)との間の相互接続点(OOXY自動接続機能に係るものに限ります。)への通信に限り提供する電気通信サービス</u>		
<u>35</u> ～ <u>38</u> (略)	(略)	<u>33</u> ～ <u>36</u> (略)	(略)
<u>39</u> 特定接続契約者	<u>当社から</u> 特定接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者	<u>37</u> 特定接続契約者	特定接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者
<u>40</u> (略)	(略)	<u>38</u> (略)	(略)
<u>41</u> <u>OOXY自動接続契約者</u>	<u>当社からOOXY自動接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者</u>		
<u>42</u> ～ <u>59</u> (略)	(略)	<u>39</u> ～ <u>56</u> (略)	(略)
<u>60</u> a u I Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、 <u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>(1)当社及び特定BWA事業者が一体的に提供する特定接続サービスの提供に際して、当社及び</u>	<u>57</u> a u I Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社及び特定BWA事業者が一体的に提供する通信サービスの提供を <u>特定接続契約者が受けるために</u> 、当社及び特定BWA事業者が協定

新		旧	
	<p>特定BWA事業者が協定事業者（直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限ります。）を通じて特定接続契約者に貸与するもの</p> <p><u>（2）OOXY自動接続サービスの提供に際して、当社が協定事業者（OOXY自動接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限ります。）を通じてOOXY自動接続契約者に貸与するもの</u></p>		<p>事業者（直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供するものに限ります。）を通じて特定接続契約者に貸与するもの</p>
61	<p>業務支援システム</p> <p>MVNOサービス契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム</p>	58	<p>業務支援システム</p> <p>MVNOサービス契約の契約回線（MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。）の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム</p>
62	<p>業務支援端末</p> <p>業務支援システムと連動しauICカードにMVNOサービス契約の契約者回線に係る情報を登録するための装置</p>	59	<p>業務支援端末</p> <p>業務支援システムと連動しauICカードにMVNOサービス契約の契約回線に係る情報を登録するための装置</p>
<p>（手続費の支払義務）</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第3表（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、特定接続契約者又はOOXY自動接続契約者の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続を行ったとき。</p> <p>2（略）</p> <p>（ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第68条の2 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能又はOOXY自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2～3（略）</p>		<p>（手続費の支払義務）</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第3表（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、特定接続契約者の回線に係る登録又は変更に必要な手続を行ったとき。</p> <p>2（略）</p> <p>（ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第68条の2 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定するMVNO回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2～3（略）</p>	

新	旧																														
<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>直収パケット接続</u>回線管理機能に係る網使用料の取扱い</td> <td> <p>ア <u>直収パケット接続</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> <p><u>ウ <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(6) <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>に係る網使用料の取扱い</td> <td> <p>ア <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-4-3 (略)</p> <p>2-5 <u>直収パケット接続</u>回線管理機能</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>直収パケット接続</u>回線管理機能</td> <td>1 契約者回線ごとに</td> <td>81 円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-6 (略)</p>	網 使 用 料 の 適 用		(1)～(4) (略)	(略)	(5) <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>直収パケット接続</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> <p><u>ウ <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u></p>	(6) <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u> に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p>	区 分	単 位	料 金 額	備 考	<u>直収パケット接続</u> 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	81 円	月額	<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>MVNO</u>回線管理機能に係る網使用料の取扱い</td> <td> <p>ア <u>MVNO</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-4-3 (略)</p> <p>2-5 <u>MVNO</u>回線管理機能</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>MVNO</u>回線管理機能</td> <td>1 契約者回線ごとに</td> <td>81 円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-6 (略)</p>	網 使 用 料 の 適 用		(1)～(4) (略)	(略)	(5) <u>MVNO</u> 回線管理機能に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>MVNO</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p>	区 分	単 位	料 金 額	備 考	<u>MVNO</u> 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	81 円	月額
網 使 用 料 の 適 用																															
(1)～(4) (略)	(略)																														
(5) <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>直収パケット接続</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> <p><u>ウ <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u></p>																														
(6) <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u> に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>〇〇XY自動接続回線管理機能</u>に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p>																														
区 分	単 位	料 金 額	備 考																												
<u>直収パケット接続</u> 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	81 円	月額																												
網 使 用 料 の 適 用																															
(1)～(4) (略)	(略)																														
(5) <u>MVNO</u> 回線管理機能に係る網使用料の取扱い	<p>ア <u>MVNO</u>回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p>																														
区 分	単 位	料 金 額	備 考																												
<u>MVNO</u> 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	81 円	月額																												

新					旧																																																								
<p><u>2-7 O O X Y自動接続機能</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O O X Y自動接続機能</td> <td colspan="4">2-1(端末接続機能)に規定する料金額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2-8 O O X Y自動接続回線管理機能</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th colspan="2">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O O X Y自動接続回線管理機能</td> <td>1契約者回線ごとに</td> <td>83円</td> <td colspan="2">月額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条(従量制の網使用料の支払義務)及び第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(2)(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>直収パケット接続</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い</td> <td>ア <u>直収パケット接続</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1~2-1-3(略)</p> <p>2-2 <u>直収パケット接続</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用対象期間</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>直収パケット接続</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	料 金 額				O O X Y自動接続機能	2-1(端末接続機能)に規定する料金額と同額				区 分	単 位	料 金 額	備 考		O O X Y自動接続回線管理機能	1契約者回線ごとに	83円	月額		網 使 用 料 の 適 用		(1)~(2)(略)	(略)	(3) <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い	ア <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	<u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条(従量制の網使用料の支払義務)及び第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(2)(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>MVNO</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い</td> <td>ア <u>MVNO</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1~2-1-3(略)</p> <p>2-2 <u>MVNO</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用対象期間</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>MVNO</u>回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					網 使 用 料 の 適 用		(1)~(2)(略)	(略)	(3) <u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い	ア <u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	<u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分	料 金 額																																																												
O O X Y自動接続機能	2-1(端末接続機能)に規定する料金額と同額																																																												
区 分	単 位	料 金 額	備 考																																																										
O O X Y自動接続回線管理機能	1契約者回線ごとに	83円	月額																																																										
網 使 用 料 の 適 用																																																													
(1)~(2)(略)	(略)																																																												
(3) <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い	ア <u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。																																																												
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考																																																									
<u>直収パケット接続</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
網 使 用 料 の 適 用																																																													
(1)~(2)(略)	(略)																																																												
(3) <u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い	ア <u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。																																																												
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考																																																									
<u>MVNO</u> 回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																									

新					旧						
第2表 工事費					第2表 工事費						
1 (略)					1 (略)						
2 工事費の額 工事費は次表のとおりとします。					2 工事費の額 工事費は次表のとおりとします。						
2-1 工事費					2-1 工事費						
区 分		単 位	料 金 額		区 分		単 位	料 金 額			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)			
(3) <u>00XY自動接続機能に係る設定工事費</u>	<u>00XY自動接続機能により当社の交換設備で自動的に付加する特定事業者識別番号を設定又は変更する工事に要する費用</u>	<u>1工事ごとに</u>	<u>第2表 工事費 1適用のとおり</u>								
2-2~2-3 (略)					2-2~2-3 (略)						
第3表 (略)					第3表 (略)						
第4表 その他の費用					第4表 その他の費用						
第1 auICカードの貸与に係る費用の額					第1 auICカードの貸与に係る費用の額						
区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考	区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
auICカードの貸与に係る費用	auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	「Mini-UICC」、又は「4FF」	212円	WIN直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能及び <u>00XY自動接続機能</u> での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。	auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用		1枚ごとに	「Mini-UICC」、又は「4FF」	212円	WIN直収パケット接続機能及び <u>LTE直収パケット接続機能</u> での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。
			「Plug-in UICC」、 「Mini-UICC」、	126円	LTE直収パケット接続機能及び <u>00XY自動接続機能</u> での利用が可能です。				「Plug-in UICC」、 「Mini-UICC」、	126円	LTE直収パケット接続機能での利用が可能です。

新						旧					
			又は「4FF」		発注枚数などの条件により変更する場合があります。				又は「4FF」		発注枚数などの条件により変更する場合があります。
			「4FF」	126 円	LTE直収パケット接続機能(LPWA)での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。				「4FF」	126 円	LTE直収パケット接続機能(LPWA)での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する機能(文字メッセージ通信接続機能及びO O X Y自動接続機能を除きます。)	
オプション機能接続機能	(略)	(略)
WIN直収パケット接続機能	受信において最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するWIN特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTE直収パケット接続機能	LTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する機能(文字メッセージ通信接続機能を除きます。)	
オプション機能接続機能	(略)	(略)
WIN直収パケット接続機能	受信において最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するWIN特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTE直収パケット接続機能	LTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

新			旧		
	に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能			信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	
L T E直収パケット接続機能(L P W A)	L T E方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	L T E直収パケット接続機能(L P W A)	L T E方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
L T E直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	特定BWA事業者のW i M A X 2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるL T E方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	L T E直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	特定BWA事業者のW i M A X 2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるL T E方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
L T E直収パケット接続機能(L P W A、携帯電話・BWA電波連携分)	特定BWA事業者のW i M A X 2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるL T E方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	L T E直収パケット接続機能(L P W A、携帯電話・BWA電波連携分)	特定BWA事業者のW i M A X 2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるL T E方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

新			旧		
	設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能			線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携)	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用される5G (NSA)方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携)	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用される5G (NSA)方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
<u>直収パケット接続回線管理機能</u>	<u>特定接続サービス</u> の契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		<u>MVNO回線管理機能</u>	<u>MVNOサービス契約</u> の契約者回線(<u>MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。</u>)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	
MNP転送機能	(略)	(略)	MNP転送機能	(略)	(略)
MNP機能	(略)	(略)	MNP機能	(略)	(略)
文字メッセージ通信接続機能	(略)	(略)	文字メッセージ通信接続機能	(略)	(略)
<u>OOXY自動接続機能</u>	<u>OOXY自動接続契約者がダイヤルした電気通信番号(番号規則別表第1号、第4号又は第6号に規定する電気通信番号に限ります。)に特定事業者識別番号(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものを除きます。)であって、あらかじめ協定事業者が希望したものをいいます。以下同じとします。)を自動的に付加して、その契約者回線から特</u>	<u>MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。</u> <u>1の協定事業者につき1の特定事業者識別番号を希望することができます。</u>			

新			旧		
	<u>定事業者識別番号に係る相互接続点への相互接続通信を伝送交換する機能</u>	<u>本機能を利用する協定事業者は、緊急通報その他本機能によらない通信に関し、当社からその卸電気通信役務の提供を受けるための契約を締結していただきます。</u>			
<u>00XY自動接続回線管理機能</u>	<u>00XY自動接続サービスの契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能</u>				
1-2 個別占有的接続機能			1-2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
直収パケット接続機能	(略)	(略)	直収パケット接続機能	(略)	(略)
LTE直収パケット接続装置機能	LTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	LTE直収パケット接続装置機能	LTE方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTE直収パケット接続装置機能（LPWA）	LTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	LTE直収パケット接続装置機能（LPWA）	LTE方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケ	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

新			旧		
	必要となる接続装置を利用する機能			ット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	
LTE直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	LTE直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTE直収パケット接続装置機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。	LTE直収パケット接続装置機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
5G（NSA方式）直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される5G（NSA）	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者	5G（NSA方式）直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される5G（NSA）	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者

新			旧		
波連携分)	方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する5G(NSA)特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	回線は利用できません。	波連携分)	方式に対応した <u>専らパケット通信を行うための</u> 端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する5G(NSA)特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り、)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	回線は利用できません。
LTEGTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTEGTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTEGTP接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTEGTP接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
5G(NSA方式)GTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	5G(NSA方式)GTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)	文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)
別表2 接続形態 1 (略) <u>(添付1)</u>			別表2 接続形態 1 (略) <u>(添付2)</u>		
<u>附 則(令和3年2月16日KDDI移企調第1961号及びOCT技第20-100号)</u> <u>(実施時期)</u>					

新	旧
<p><u>1 この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。</u></p>	

2 接続形態表

(添付1)

第1表			第2表		第3表		第4表		備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者		
当社	—	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	—	—	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	1-2	削 除		—	—	—	
当社	中継事業者	当社	C1-1	当社	当社	—	—	—	
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-1	当社	当社	—	—	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-2	当社	当社	—	—	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	PHS事業者	2-1	当社	当社	—	—	—	
当社	—	端末系事業者	3-1	当社	当社	—	—	—	
			3-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			3-6	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:当社	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			3-7	当社	端末系事業者	—	—	—	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8	ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着側:—	ア イ以外の区間:— イ 着側:—	ア イ以外の区間:— イ 着側:—	・着側は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067)に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10	端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1	当社	当社	—	—	—	
			4-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5	中継事業者	端末系事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			4-7	中継事業者	当社	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8	中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12	端末系事業者	当社	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13	端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	—	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
携帯電話事業者	中継事業者	当社	5-2	削 除		—	—	—	
携帯電話事業者	中継事業者	当社	E5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	中継事業者(着側から1社目)	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
PHS事業者	中継事業者	当社	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			削 除			
			削 除			
			PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A6-1 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
端末系事業者	—	当社	7-1 当社	端末系事業者	—	
			7-2 削 除			
			7-3 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			7-4 削 除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1 当社	端末系事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-2 当社	サービス制御事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-3 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-4 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-5 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A7-6 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社	IP	D7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄	
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者		
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1	当社	端末系事業者	—	*第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			8-2	当社	サービス制御事業者	—	
			8-3	削 除			
			8-4	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	
			8-5	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	
			8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	*日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			8-7	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 着信事業者欄:当社	端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	*番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-8	ア イ以外の区間:中継事業者 イ 着信事業者欄:当社	中継事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	*番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-9	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	*番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-10	中継事業者	中継事業者	中継事業者	*番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-11	削 除			
端末系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A8-1	当社	端末系事業者	—	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り *第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			A8-2	当社	サービス制御事業者	—	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-3	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-4	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り *日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り *番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			A8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	*MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り *番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り *端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄	
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者		
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B8-1	携帯電話事業者	端末系事業者	携帯電話事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-2	携帯電話事業者	サービス制御事業者	携帯電話事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：サービス制御事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：端末系事業者 イ 発信事業者欄：端末系事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
			B8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
端末系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C8-1	携帯電話事業者(着信事業者)	端末系事業者	携帯電話事業者(着信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			C8-2	携帯電話事業者(着信事業者)	サービス制御事業者	携帯電話事業者(着信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：サービス制御事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：端末系事業者 イ 発信事業者欄：端末系事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			C8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
			C8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。

第1表			第2表		第3表		第4表		備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者		
端末系事業者	中継事業者及び当社	IP	D8-1	IP	端末系事業者	IP			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			D8-2	IP	サービス制御事業者	IP			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。
			D8-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りません。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りません。
			D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りません。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りません。
国際系事業者	—	当社	9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・国際通話に限りません。
国際系事業者	携帯電話事業者	当社	A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	当社	携帯電話事業者	B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	当社	IP	D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	中継事業者	当社	10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・国際通話に限りません。
			10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・国際通話に限りません。
			10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者			・国際通話に限りません。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
			A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
			B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
			C10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP	D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りません。 ・国際通話に限りません。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
			国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限り ・国際通話に限り
当社	—	国際系事業者	11-1 国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限り
			11-2 国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限り

第1表			第2表		第3表		第4表		備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者		
削 除			削 除		削 除		削 除		
当社	中継事業者	国際系事業者	13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
IP	—	当社	13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
IP	—	当社	14-1	当社	IP	—	—	—	
削 除			14-2	削 除	削 除		削 除		
IP	携帯電話事業者	当社	14-3	IP	IP	IP	IP	IP	
IP	当社	携帯電話事業者	14-4	削 除	削 除		削 除		
IP	当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	A14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	当社	IP	B14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	当社	IP	D14-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
削 除			15-1	削 除	削 除		削 除		
IP	中継事業者	当社	16-1	IP	IP	IP	IP	IP	
IP	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	16-2	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)			
IP	中継事業者及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	16-3	削 除	削 除		削 除		
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	A16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者、当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	B16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者及び当社	IP	C16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	D16-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	17-1	当社	当社	—	—	—	
当社	中継事業者	IP	17-2	IP	IP	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	17-3	IP	IP	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	17-4	IP	当社	IP	IP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	17-5	IP	当社及びIP	IP	IP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-1	当社	当社	—	—	—	
当社	中継事業者	IP	18-2	IP	IP	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-5	IP	IP	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-6	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)			・着信者に課金する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-7	中継事業者	当社	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
削 除			19-1	削 除	削 除		削 除		
当社若しくは当社及び特定BWA事業者	—	MVNO	A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	MVNO	MVNO	・直収バケット接続機能及び直収バケット接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。
当社	—	PHS事業者	20-1	当社	当社	—	—	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
PHS事業者	—	当社	21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	PHS事業者	当社	A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

2 接続形態表

(添付2)

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	—	携帯電話事業者	1-1 当社	当社	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	1-2 削 除			
当社	中継事業者	当社	C1-1 当社	当社	—	
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-1 当社	当社	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-2 当社	当社	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	PHS事業者	2-1 当社	当社	—	
当社	—	端末系事業者	3-1 当社	当社	—	
			3-2 サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3 サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5 ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			3-6 ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:当社	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			3-7 当社	端末系事業者	—	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8 ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着側:—	・着側は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9 端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067)に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10 端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1 当社	当社	—	
			4-2 サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4 中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5 中継事業者	端末系事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6 ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	
			4-7 中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8 中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9 端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10 中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11 サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12 端末系事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13 端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	—	当社	5-1 携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
携帯電話事業者	中継事業者	当社	5-2 削 除			
			E5-1 携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
PHS事業者	中継事業者	当社	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			削 除			
			削 除			
			PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A6-1 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1 PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
端末系事業者	—	当社	7-1 当社	端末系事業者	—	
			7-2 削 除			
			7-3 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			7-4 削 除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1 当社	端末系事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-2 当社	サービス制御事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-3 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-4 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。
			A7-5 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A7-6 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社	IP	D7-1 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1 当社	端末系事業者	—	・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			8-2 当社	サービス制御事業者	—	
			8-3 削 除			
			8-4 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	
			8-5 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	
			8-6 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			8-7 ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 着信事業者欄:当社	端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-8 ア イ以外の区間:中継事業者 イ 着信事業者欄:当社	中継事業者	ア イ以外の区間:— イ 着信事業者欄:—	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-9 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-10 中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			8-11 削 除			
端末系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A8-1 当社	端末系事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			A8-2 当社	サービス制御事業者	—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-3 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-4 ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り。
			A8-5 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A8-6 端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。
			A8-7 中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限り ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限り ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限り。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄	
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者		
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B8-1	携帯電話事業者	端末系事業者	携帯電話事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-2	携帯電話事業者	サービス制御事業者	携帯電話事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：サービス制御事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：端末系事業者 イ 発信事業者欄：端末系事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者 イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			B8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
			B8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
端末系事業者	中継事業者、当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C8-1	携帯電話事業者(着信事業者)	端末系事業者	携帯電話事業者(着信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			C8-2	携帯電話事業者(着信事業者)	サービス制御事業者	携帯電話事業者(着信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：サービス制御事業者 イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：サービス制御事業者	アイ以外の区間：端末系事業者 イ 発信事業者欄：端末系事業者	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：-	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			C8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			C8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
			C8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。

第1表			第2表		第3表		第4表		備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者		
端末系事業者	中継事業者及び当社	IP	D8-1	IP	端末系事業者	IP			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			D8-2	IP	サービス制御事業者	IP			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。
			D8-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
			D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りです。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りです。
国際系事業者	—	当社	9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・国際通話に限りです。
国際系事業者	携帯電話事業者	当社	A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	当社	携帯電話事業者	B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	当社	IP	D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	中継事業者	当社	10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・国際通話に限りです。
			10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・国際通話に限りです。
			10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者			・国際通話に限りです。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
			A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
			B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
			C10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP	D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)			・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りです。 ・国際通話に限りです。

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
			D10-2 国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限り ・国際通話に限り
当社	—	国際系事業者	11-1 国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限り
			11-2 国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限り

第1表			第2表		第3表		第4表		備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者		
削 除			削 除		削 除		削 除		
当社	中継事業者	国際系事業者	13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
IP	—	当社	13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
IP	—	当社	14-1	当社	IP	—	—	—	
削 除			14-2	削 除	削 除		削 除		
IP	携帯電話事業者	当社	14-3	IP	IP	IP	IP	IP	
IP	当社	携帯電話事業者	14-4	削 除	削 除		削 除		
IP	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	A14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	当社	IP	B14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	削 除	削 除	C14-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	削 除	削 除	D14-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者	当社	15-1	削 除	削 除		削 除		
IP	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	16-1	IP	IP	IP	IP	IP	
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	16-2	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)			
IP	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	16-3	削 除	削 除		削 除		
IP	中継事業者及び当社	IP	A16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	B16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	C16-1	IP	IP	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	D16-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	—	IP	17-1	当社	当社	—	—	—	
当社	—	IP	17-2	IP	IP	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	17-3	IP	IP	IP	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	17-4	IP	当社	IP	IP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	—	IP	17-5	IP	当社及びIP	IP	IP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	—	IP	17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-1	当社	当社	—	—	—	
当社	—	IP	18-2	IP	IP	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-5	IP	IP	IP	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-6	IP	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
当社	—	IP	18-7	中継事業者	当社	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	—	IP	18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	—	IP	18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	—	IP	19-1	削 除	削 除		削 除		
当社若しくは当社及び特 定BWA事業者	—	MVNO	A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	MVNO	MVNO	・MVNOサービス契約に係る接続に限ります。 ・定額制の網使用料の適用は本形態に限ります。
当社	—	PHS事業者	20-1	当社	当社	—	—	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
PHS事業者	—	当社	21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	PHS事業者	当社	A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

